

令和8年度

県単地すべり対策事業
富津市地区 地すべり防止工事

特 別 仕 様 書
【当初】

千葉県
君津農業事務所

特 別 仕 様 書

第1章 総 則

本工事の施工に当たっては千葉県農林水産部耕地課制定「土木工事共通仕様書」に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項はこの特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目的

この工事は、地すべり現象が発生した箇所を対象として地すべり防止工事を実施するものである。

2 工事場所

富津市梨沢地先

3 工事概要

この工事は、地すべり防止工事を行うものであり、その概要は次のとおりである。

法面工 L=249m

鉄筋挿入工 N=71 本

4 工事数量

別紙数量総括表のとおりである。

第3章 施工条件

1 工程関係

本工事の施工に当たり、関係機関・自治体等から時間的制約条件を付された場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

2 部分引渡し

該当なし。

3 工事期間

工事期間には、雨天・休日等を見込んでいる。

4 工程関係

該当なし。

第4章 現場条件

1 土 質

この工事の土質は、礫交じり粘性土を想定している。

2 関連工事

該当なし。

3 第3者に対する措置

(1)騒音、振動対策

本工事の運搬経路には民家が点在するため、重機は低騒音、低振動のものを使用し、施工時間についても厳守すること。

第三者へ損害を与えた場合、受注者の責任において対応するものとする。

(2) 排出ガス対策

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「土地改良工事等請負工事標準機械経費算定基準」（昭和 58 年 2 月 28 日付け 58 構改 D 第 147 号）で示す排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装着の開発」、または、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

対象機種一覧

一 般 工 事 用 建 設 機 械	備 考
・ バックホウ ・ 発動発電機(可搬式)	ディーゼルエンジン (エンジン出力 7.5kw～260kw) を 搭載した建設機械に限る。

備考

道路輸送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

(3) 濁水処理対策

受注者は、関連法令及び条例並びに仕様書の規定を遵守のうえ、水質汚濁等の問題について、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し対策することで、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

(4) 安全対策

- 1) 受注者は、災害防止を図らなければならない。
- 2) 受注者は、常に工事の安全に留意して、工事関係者及び公衆の生命・身体・財産に関する被害及び迷惑防止に努めなければならない。
- 3) 受注者は、工事の内容に応じた安全・訓練等を実施しなければならない。
- 4) 本工事における交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、条件変更などに伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導員	編成	昼夜別	交代要員の有無
起点・終点	2名/日	交通誘導員 B 40 名	昼間	無

(5) 重量制限

工事進入路は大型車の通行ができない。

(6) 公害対策

該当なし。

4 環境対策等

- (1) 本工事で使用する軽油については、JIS 規格軽油を使用すること。
- (2) 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督員の指示により協力しなければならない。
- (3) 工事施工に当たっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用する

ものとし、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。

5 関係機関との調整

(1) 工事支障物件等

施工区間においては、電柱が立っているため、工事車両と接触させることが無いように注意すること。

(2) 工事用道路関係

運搬路に使用した既設道路の舗装等に補修が必要となった場合は、受注者の責任において補修しなければならない。

通行止めの案内については近隣の住民に十分周知し、昼夜問わず安全対策を行うこと。

6 建設副産物

(1) 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016」及び「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン等」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

なお、上記各計画書及び各実施書の作成にあたっては、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて登録・作成しなければならない。

○作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。

なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、別紙の「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。

建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、別紙の「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。

建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のA票、B2票、D票（及びE

票)の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、廃棄物処理法に基づき指定された団体が発行する、当該工事の電子マニフェスト情報を収録した磁気媒体の提出または、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷したもの(受渡確認伝票)を提出すること。

(2)建設発生土

- 1) 指定(A)(工事間流用)の場合
該当なし。
- 2) 指定(A)(その他)の場合
該当なし。
- 3) 指定(B)の場合
該当なし。

(3)路盤廃材

該当なし。

(4)建設廃棄物

本工事により発生する

- 1) アスコン塊
該当なし。
- 2) コンクリート塊
該当なし。
- 3) 建設発生木材

高塚地区 伐採材(幹・枝・葉)0.4tは千葉県富津市田倉483-22地先片道運搬距離12.2kmの(株)錦織商店に運搬処理するものとする。

高塚地区 伐採材(根)0.4tは千葉県富津市田倉483-22地先片道運搬距離12.2kmの(株)錦織商店に運搬処理するものとする。

高塚地区 伐採材(竹)2.4tは千葉県富津市田倉483-22地先片道運搬距離12.2kmの(株)錦織商店に運搬処理するものとする。

4)建設汚泥

該当なし。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

6-1 建設リサイクル法

(1)特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- 1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年度法律104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、建設工事請負契約書「8.解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2) 受注者は、特定建設資材の分解解体等・再資源化が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等した施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、その書面は様式 1「再生資源利用実施書」及び様式 2「再生資源利用促進実施書」（いずれも必要事項を記載したもの）とし、実施書の作成に用いたシステム（COBRIS）によることができる。

(2) 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

1) 建設リサイクル法第 12 条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対して、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（説明書）を提出し説明を行うこととする。

2) 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

3) 書面は施工計画書に添付するものとする。

第 5 章 仮設備

1 指定仮設

該当なし。

2 任意仮設

(1) 本工事に関する仮設に当たっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、安全性、経済性、細部構造については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。

上記の決定にあたっては下記条件等を厳守するものとする。

- ・設計条件 建設工事の安全に関する関係法規則等による。
- ・制約条件 該当なし。
- ・留意事項 該当なし。

第 6 章 工事用地等

1 発注者が確保している用地

富津市梨沢字蕨原 703-1 番地 333 m²は発注者で交渉済みである。受注者は当該土地を使用する場合は、原則として耕作を行っている範囲以外を選定し、使用するものとする。また、当該土地の復旧については、原形復旧を原則とする。

発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いの上、使用条件等の確認を行わなければならない。また、工事施工上必要な用地の返還に当たっては使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知しなければならない。

第 7 章 貸与設備

該当なし。

第8章 支給材料

該当なし。

第9章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電気料金は、受注者の負担とする。

第10章 工事材料

1 規格及び品質

この工事で使用する主要材料の規格品質は、次の通りであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。

(1) ネジ節異形棒鋼 D19×2.0m SD345

(2) ロックボルト付属品

(3) グラウト材料

2 見本又は資料提出

下記に示す工事材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出し承認を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
ネジ節異形棒鋼 D19×2.0m SD345	品質証明書、カタログ等
ロックボルト付属品	品質証明書、カタログ等
グラウト材料	品質証明書、カタログ等

第11章 施 工

1 一般事項

設計図書を熟読し、施工内容を十分把握すること。特に完成時確認が困難な工種については直接測定、撮影記録等による施工管理を十分に行うこと。また、受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

不明な点については監督職員と打ち合わせを行うこと。

(1) 水準点

仮 BM を使用すること。

(2) 検測又は確認

この工事の検測、確認を下記の段階で受けなければならない。

工 種	作 業 段 階	備 考
法面整形	完了時	
鉄筋挿入工	削孔前、挿入、完了時	

2 中間技術検査

該当なし。

3 工事用資機材の保管及び仮置き

工事用資機材の保管及び仮置きについては、監督職員と別途協議する。

第12章 施工管理

1 工事の施工管理は「工事施工管理基準(農業農村整備事業)」により実施する。

2 施工管理基準からの除外項目

コンクリートの品質管理

3 地山補強土工（鉄筋挿入工）

(1) 段階確認及び施工状況の把握

- 1) 削孔位置、方向、深度、配列、角度については事前に協議する。
- 2) ボーリング尺度は、ロッド引き抜き検尺又は検尺棒で確認する。
- 3) 材料確認(品質・規格)と、その材料を適切仕様確認。
- 4) 設計分類毎に、土（岩）質・地質境界を確認。

(2) 出来形管理基準及び規格値

- 1) 削孔深さ 規格値 設定値以上
- 2) 配置誤差 規格値 150mm
- 3) せん孔方向 規格値 ± 4 度

(3) 品質管理

- 1) モルタル圧縮強度試験 JIS A 1108
- 2) モルタルのフロー試験 JIS R 5201
- 3) 引張確認試験 グランドアンカー設計・施工基準。同解説

4 工事写真における黑板情報の電子化について

工事写真における黑板情報の電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、電子情報として被写体画像と同時に黑板の記載情報を記録してデータ化することにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで、工事写真における黑板情報の電子化を実施するものとし、以下の(1)から(4)のすべてを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、工事施工管理基準（農業農村整備事業）第1 土木工事施工管理基準 第3項 撮影記録による出来形管理※に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における 調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。※施設機械工事等の場合は、「工事施工管理基準（農業農村整備事業）第2 施設機械工事等 施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による出来形管理」とする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が選定及び調達するものとする。
用機器等の事例として、URL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/iIndex.html>)記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この事例中の機器に使用を限定するものではない。
- 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等について、工事着手前に提示するものとする。
- 3) 機器等の導入に係る費用は、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。機器等の導入に係る費用とは、工事写真における黑板情報の電子

化の実施に必要な機器等の機械経費及び電算使用料等を指す。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「工事施工管理基準（農業農村整備事業）第1 土木工事施工管理基準 第3 項 撮影記録による出来形管理」※ 及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。
- 3) 1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 4) 黒板情報の電子化を実施した場合は、従来の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

※施設機械工事等の場合は、「工事施工管理基準（農業農村整備事業）第2 施設機械工事等施工管理基準 第1 編 共通編 第2 章 撮影記録による出来形管理」とする。

(4) 写真の納品

- 1) 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。
- 2) 受注者は納品時に URL (<https://www.jcomsia.org/kokuban>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェア及び工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ、工事打合せ簿により提出するものとする。
- 3) 提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第13章 構造物品質確認調査

該当なし。

第14章 条件変更の補足説明

この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は以下のとおり。

- 1 土質の著しい相違
- 2 転石、地下埋設物の出現
- 3 表土の補充量
- 4 排水量・地下水位
- 5 スtockヤードへの運搬
- 6 その他監督職員が必要と認めたもの

第15章 設計変更

設計変更等については、契約書第19条から第25条及び土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-19から1-1-20に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）平成29年4月」によることとする。

第 16 章 電子納品

- 1 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品要領（案）（令和 2 年 4 月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成された電子データを指す。
- 2 工事完成図書は「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で正副 2 部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用に当たっては、「電子納品運用ガイドライン（案）〔農業農村整備事業編〕（令和 2 年 4 月千葉県農林水産部耕地課）」を参考にするものとする。
- 3 工事完成図書の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- 4 本工事の電子成果品は（公財）千葉県建設技術センター（以下、「センター」という。）による一元保管管理の対象とする。本契約締結後、センターへの登録申請をすみやかに行うとともに、申請後に発行される「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」は監督職員へ提出すること。また、契約変更等に伴う修正申請も遅滞なく行う必要があるが、その都度の「事前受付書」提出は求めない。完成検査において合格と認められた電子媒体副本については、原則として検査後 1 週間以内に、最終版の「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」を添えてセンターへ送付すること。
- 5 本工事の電子成果品は建設工事請負契約書第 4 5 条の対象とし、電子データに不備が確認された場合は、受注者は修正作業を行わなければならない。

第 17 章 公共事業関係調査に対する協力

本工事の実施に伴い、調査依頼があった際は協力すること。

第 18 章 「三者会議」の実施

三者会議は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行うものである。

本工事では、施工者から「三者会議」の開催の申し出があった場合、協議のうえ、明らかに三者会議の必要性が乏しいと判断される場合を除き、「三者会議」を開催するものとする。施工者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

第 19 章 週休 2 日制適用工事【現場閉所による週休 2 日工事】

- 1 本工事は、週休 2 日制適用工事である。
- 2 受注者は、現場閉所による週休 2 日工事として取り組むこと。なお、予定価格には 4 週 8 休以上達成相当の経費を補正している。
- 3 受注者が週休 2 日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休 2 日交替制工事に変更することができる。

- 4 週休 2 日制の実施に当たっては、「千葉県農業農村整備事業における週休 2 日制適用工事試行要領（令和 7 年 1 0 月版）」に基づき行うこと。

第 20 章 情報共有システムの活用について

本工事は、情報共有システムの対象工事である。ただし、活用による生産性向上が見込まれないなどと判断される場合は、受発注者間の協議により、実施の有無を決定することとする。実施に当たっては、「千葉県農業農村整備事業情報共有システム試行要領」に基づくものとする。

第 21 章 千葉県建設キャリアアップシステム活用工事

- 1 本工事は、千葉県建設キャリアアップシステム活用工事の対象工事とする。
- 2 受注者は、工事の締結後、工事着手前に C C U S 活用の希望の有無について、監督職員と協議すること。
- 3 工事の実施に当たっては、「千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」に基づき行うこと

第 22 章 ICT 活用工事について

- 1 本工事は、I C T 施工技術の活用による建設現場の生産性向上を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等の各段階において、3 次元データを用いた情報化施工技術を活用する I C T 活用工事の試行工事である。
- 2 試行工事を実施する場合は、契約後、施工計画書の提出までに「I C T 活用工事計画書」により発注者と協議を行い、協議が整った場合に I C T 施工技術を活用した工事を試行できるものとする。
- 3 I C T 活用工事を実施する場合は、実施した施工技術の内容に応じて、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）や「千葉県農業農村整備事業における I C T 活用工事試行要領」（以下、試行要領）に基づいて、設計変更を行い、必要な経費を計上する。
- 4 試行工事の実施の詳細は、試行要領によるものとする。

第 23 章 快適トイレ

- 1 本工事は、快適トイレ対象工事である。
- 2 受注者は、当該工事の現場に快適トイレを設置する場合は、事前に工事打合せ簿により設置基数、設置期間、仕様について、監督職員と協議すること。
- 3 快適トイレは、以下の (1) ～ (11) の仕様を満たすこと。なお、(12) ～ (17) については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】 ※必須

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】 ※任意

- (12) 室内寸法 900×900mm 以上(面積ではない)
 - (13) 擬音装置(機能を含む)
 - (14) 着替え台
 - (15) 臭気対策機能の多重化
 - (16) 室内温度の調整が可能な設備
 - (17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)
- 4 快適トイレの設置に要する費用は、通常の仮設トイレとの差額として、1基あたり 51,000 円/月を上限に、発注者が負担する。ただし、工事期間中に、通常の仮設トイレから快適トイレに変更した場合、又は快適トイレから通常の仮設トイレに変更した場合は、費用負担の対象としない。
 - 5 発注者が費用負担する快適トイレは、1 現場 1 基までとする。ただし、男女別に設置する場合には、1 現場 2 基までとする。
 - 6 発注者が負担する快適トイレの設置に要する費用は、設計変更で対応する。
 - 7 受注者は、快適トイレに係る支出実態のわかる資料を、監督職員に提出すること。
 - 8 受注者は、発注者が快適トイレに関するアンケートを実施する場合は、監督職員が指定した期日までにアンケートを提出すること。

第 24 章 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。
- 2 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。
- 3 工事の実施に当たっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行うこと。

第 25 章 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第 26 章 難工事の指定について

本工事は、難工事として指定した工事である。

第 27 章 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は監督員と協議するものとする。